



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

No. 155

2011
Apr. **4**

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：
関西障害者定期刊行物協会
編集人：奈良県自閉症協会
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町 84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。

奈良 県自閉症協会総会
2011年度特定非営利活動法人奈良県自閉症協会第4回総会を次のように行います。会員の皆様は今からご予約にお加えください。
1, 日時 2011(平成23年)6月9日(木曜日) 2, 場所やまと郡山城ホール レセプションホール(奈良県大和郡山市北郡山町 211-3) 3, 日程 9:30 受付、10:00 ~ 10:30 開会行事、10:30 ~ 11:45 HAHANA キャラバン隊公演、11:45 ~ 12:30 総会議事

がんばろう日本

東北・関東地方では3月11日の巨大地震の余震が活発で今も続いています。福島第一原発事故の成り行きも楽観できない状況であり、これまでの政府や東電の原発対応の様子を見るに付け、まさに、天災と人災が重なった未曾有の大災害といえます。今回の震災後の救援の過程では、自閉症児者をはじめとする災害弱者には、避難所生活が困難であったり、人一倍気兼ねして厳しい避難所生活を必死に支えている親や家族の様子がありました。やはり今日の被災者への救援活動のあり方も自閉症児者にとっては厳しい状況です。日本自閉症協会では、会員の安否情報収集に努めました。1、実施内容(日程表及び業務内容) ①4月11日から15日：宮城県発達障害者支援セン

ター「えくぼ」とのタイアップ現況調査。②4月16日以降20日：岩手県虹の家を拠点に現況調査。2、実施主体：日本自閉症協会、全国自閉症者施設協議会、日本自閉症スペクトラム学会の協働。3、現況調査の調査員：全国自閉症者施設協議会 広報委員長 森下尊広【社会福祉法人嬉泉おおらか学園 主任支援員】です。また、平成23年4月12日には岩手県自閉症協会会長の熊本葉一氏の名前で次の「平成23年度総会のご案内ならびに現況調査票の記入のお願い」が出されています。…この度の東日本大震災に際し、被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げます。正直なところ、どのようにこの文面を書きだしたらよいか分かりません。私たちが、これまで経験したこともないような、未曾有の大災害に直面し、ただただ、自身が何をしたらよいかを自問しながら、その答えを見いだせずにいる毎日です。先日、沿岸の協会の皆様の方々の安否確認をしに、小川会員とともに陸前高田から田老町まで被災地を巡りました。沿岸南、北地区には、30家族の会員さんがおられます。数名の方には、お会いできたり、携帯等での連絡が取れたりしました。また、お会いできなかった方々も、地元の支援学校様や関係の方々から全員の情報を頂くことができました。多くの方は、ご無事で

したが、残念ながら行方の分からない方、家屋を大きく損壊された方も数名いらっしゃるという状況です。内陸にお住まいの協会の方々の中にも、被害に遭われた方、ご親戚やご実家が被災された方もいらっしゃることでしょ。全ての皆様のご心痛を思い、一刻も早く安心できる暮らしに戻られることをお祈りいたします。このような状況下において、岩手県自閉症協会として少しでもご支援できることをやってみようと考えております。つきましては、協会会員一人一人の現況をお知らせいただきたく存じます。中には、書きづらいところもあろうかと思いますが、可能な範囲でご記入いただき、同封の封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。尚、総会の出欠につきましても同封してくださいませよう重ねてお願い申し上げます。
一方、奈良県自閉症協会では、3月13日に義援金を受け付ける為の協会銀行口座または郵便振替口座を開いてもらうことを提案し、直接現地に支援に入ることが出来ない分の後方支援を提案しました。各部の活動余剰金や「きらきら展」での集まった募金をすでにここに送っています。この義援金は現在も受け付けていますので送付先を示しておきます。…義援金名称：東日本大震災義援金・義援金対象者：宮城県自

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎日発行

閉症協会、岩手県自閉症協会、福島県自閉症協会等会員の被災者・募金方法：下記の郵便振替口座または協会本部の銀行口座にお願い申し上げます。義援金受付口座《郵便振替》振替口座番号 00170-3-317625 社団法人日本自閉症協会《銀行》みずほ銀行 築地支店 普通預金口座2418507 社団法人日本自閉症協会 会長 石井哲夫。

☆世界自閉症啓発デー2011シンポジウムは延期
日本自閉症協会では今年の世界自閉症啓発デーでは東京タワーをシンボルカラーの青のイルミネーションで飾る。及び東京新霞ヶ関ビルにある灘尾ホールで式典とシンポジウムを計画していましたが、未曾有の大震災に伴い延期となりました。しかし、潘基文国連事務総長をはじめ多くの

の人々は、最大の敬意と配慮を受けるに値します。これは倫理的な義務です。そして、我々が共有する社会に対して、彼らが最大限に貢献できるようにする最良の方法なのです。

世界自閉症啓発デーは、関係する全ての人々に手をさしのべ、より包容し(inclusive)配慮する(caring)世界をつくるための、重要な機会です。

この取組は、我々全てを豊かにするものとなるでしょう。自閉症の子どもを持つひとりの母親が言いました。「私の娘は長い道のりを歩いてきたが、私も長い道のりを歩いた。」我々はともに、普遍的な人権を実現し、自閉症の子どもと人々のもつ大きな可能性を実現する道を、歩もうではありませんか。

厚生労働大臣メッセージ
(2011.04.02)

方から、世界自閉症啓発デーに向けてのメッセージが寄せられました。世界中が今回の日本の災害に関心をもち早期復興を願う我々の立ち上がりに注目しています。以下寄せられたメッセージを掲載しておきます。(河村)

国連事務総長メッセージ
(2011.04.02)

潘基文(パン・ギムン)国連事務総長メッセージ

まず初めに、先月日本を襲った災害から復興されている、日本政府及び日本の皆様に対する私の連帯感を表明いたします。

世界自閉症啓発デーがこのように記念されることは、日本が、過去数週間におきた痛ましい出来事にもかかわらず、この重要な問題に関して取組を進めていることの証しです。

皆様は、自閉症の人々に配慮す

細川 律夫 厚生労働大臣メッセージ

「第4回世界自閉症啓発デー(4月2日)に寄せて」

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様方に、心からのお見舞いを申し上げます。国民の皆様には、被災地に向けて多くの御支援をいただいていることに対して、心から感謝を申し上げます。

現在も被災地では多くの住民が避難所での生活を強いられ、不安な日々を過ごされている状況にあります。その中には、自閉症をはじめとする発達障害のある方も含まれ、生活環境の変化への対応などの面で、より困難で厳しい環境におかれています。このため、厚生労働省においては、被災地自治体や関係団体と連携して状況の把握に努めるとともに、被災地のニーズを踏まえて、支

るからこそ、本日のこの日に思いを一つにしておられます。その人々の直面する課題を理解しておられます。そしてその解決方法を見いだす決意をされています。

これは国連にとって非常に重要な問題です。そして、個人的なことを申し上げれば、私の家族にとっても重要です。私の妻は、自閉症啓発のための国連アドボケートの一人です。私は、彼女の活動を誇りに思い、私自身も皆様にご挨拶できるこの機会に感謝しております。

我々の共通のゴールは、普遍的な人権を、自閉症の子どもと人々を含む、障害を持つ人々にとって、現実のものとする事です。

自閉症の人々は、しばしば、そのニーズに対して十分な支援を得られず、差別に耐え、さらに虐待を受けることさえあります。これは看過できることではありません。自閉症

援者の派遣や援護の必要な方の施設等への受入れを進めています。また、発達障害のある方の避難所等での支援の方法に関する情報を随時提供し、活用をお願いしているところです。

今後の被災地の復興に向けて、多くの課題を一つずつ解決すべく、厚生労働省としても全力を尽くしてまいります。

あわせて、自閉症をはじめとした障害のある方への支援について、これまでの関係者のご努力に敬意を表すとともに、周囲の方々に、御理解と温かいご配慮を改めてお願いいたします。

本日4月2日は第4回世界自閉症啓発デーです。また、本日から8日までは発達障害啓発週間です。

自閉症をはじめとする発達障害は、脳機能の発達が関係する生まれつきの障害です。その行動や態度は

「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありませんが、それが、親のしつけや教育の問題ではなく、そうした脳機能の障害によるものだと理解すれば、周囲の人の接し方も変わってくると考えられます。

平成20年から始まった、この「世界自閉症啓発デー」を契機として、自閉症をはじめとする発達障害の正しい理解を更に広げていくきっかけとしたいと考えています。

厚生労働省としても、当事者の声をしっかりと聞きながら、発達障害のある方々がそれぞれの力を発揮できる社会の実現に全力で取り組んでまいりますので、国民の皆様のご理解と御協力をお願いいたします。

※ 発達障害啓発週間(4月2日～4月8日)については、世界自閉症啓発デーの制定を踏まえ、

世界自閉症啓発デー・日本実行

委員会による決定事項であり、日本独自の取り組み。

※ 世界自閉症啓発デー2011・シンポジウムについては、実行委員会内の話し合いにより延期することに決定。

文部科学大臣メッセージ (2011.04.02)

高木 義明 文部科学大臣メッセージ

このたびの地震や津波でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心より御見舞い申し上げます。一人でも多くの不明者の方の御無事が確認され、被災地域が一日も早く復興されますことを祈念いたします。

本日4月2日に、平成19年12月に国連において制定された「世界自閉症啓発デー」は4年目を迎えました。また、日本では本日から8日までを「発達障害啓発週間」として、自閉症をはじめ発達障害についての正しい理解の啓発に、国民の皆様と共に取り組むという活動を行っております。

文部科学省としても、幼稚園、小学校・中学校、さらに高等学校等に在籍している、自閉症をはじめ発達障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育支援を行うことができるよう、関係機関が連携した特別支援教育の体制整備を進めているところです。

この「世界自閉症啓発デー」を契機に、すべての教育関係者が、自閉症をはじめ発達障害のある子どもたちやその保護者の方々の気持ちに寄り添った支援について真摯に考え、実践していただきたいと強く願うとともに、すべての子どもたちが、生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、文部科学省とし

ても一層の努力をして参ります。

内閣府特命担当大臣メッセージ (2011.04.02)

蓮舫 内閣府特命担当大臣メッセージ

この度の平成23年東日本大震災により亡くなられた方々とその御遺族に対し、深く哀悼の意を表し、負傷された方々や避難生活を続けておられる方々に心からお見舞いを申し上げます。また、復旧・被災者支援に携わっておられる関係者・ボランティアの皆様にご感謝申し上げます。

さて、本日4月2日は、国連が制定した「世界自閉症啓発デー」です。

自閉症を始めとする発達障害は、その障害の特性や必要な配慮について、一層の理解の促進が求められています。そのような中、この「世界自閉症啓発デー」を中心に様々な啓

発活動が行われることは、大変意義深いことと考えております。

政府は、障害者権利条約(仮称)の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を進めており、この3月には、内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」において、障害者基本法の改正案が了承されました。

この改正案には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことなど、今後の障害者施策を進める上で基本となる考え方を盛り込んでおり、我が国はいま、障害者制度改革の大きな一歩を踏み出そうとしているところです。

本日の「世界自閉症啓発デー」を契機に、政府としても、国民の理解の一層の促進を図るとともに、引き続き、福祉、医療、教育、就労など

の各分野において、総合的な施策の展開を図ってまいります。

●東日本大震災における安否確認情報平成23年4月12日現在

- 岩手県会員数231名
- 沿岸一全員無事一会員数29名
- 2名が避難所に
- 県南一全員無事一会員数108名
- 3人ほどやむなく
- 県北一全員無事一会員数4名
- 自宅で
- 盛岡一全員無事一会員数88名
- その他の地域一全員無事一会員数2名
- 宮城県一会員数162名
- 3名の消息確認中
- 福島県一会員数394名
- 県北一全員無事一会員数161名
- 県中一全員無事一会員数117名
- 県南一全員無事一会員数27名
- 会津一全員無事一会員数10名

相双(相馬・双葉)4名消息確認中
→全員無事—会員数20名

いわき—全員無事—会員数51名

その他の地域—8名

■栃木県全員無事を確認中

—会員数182名

■茨城県 確認中

会員数—206名

奈良県自閉症協会主催 第1
回作品展無事終了しました。

3月30日～4月3日まで、奈良県
文化会館展示室Cにて、

きらきら展“星の国から、ぼくの☆
わたしの楽しい世界”作品展無事終
了しました。

作品を出展して下さった方、展示準
備や受付のお手伝いをして下さった
方、見学に来て下さった方、あり
がとうございました。

奈良県自閉症協会の、初めての取り
組みで、不安もありましたが、

作品を出展して下さった方達の、
それぞれの楽しい世界がいっぱい
で、会場はとても素敵な空間になり
ました。

会場に足を運んで下さった方が
「会場に入ると笑顔になれます」と
嬉しいコメントを下さいました。

会場には感想を書いて頂きたくて
ノートを置いておきました。その中
から少し紹介します。

☆“きらきら展”で、ピュアな作品
をたくさん見せて頂いて、元気をも
らいました。皆さんの感性豊かな作
品を観ていると、その表現がとても
個性にあふれていて一人でも多くの
方に観てもらいたいと思いました。

☆どの作品も子どもさんの心が明る
く表現されていてとても素晴らしい
ですね。私も絵を描いているので
すが、とても気に入りました。成長さ
れていくの楽しみです。

☆素敵な作品に出会えて感激しまし

た。うちの息子もこういう風に見え
ているのかなあと思いながら、見学
しました。皆のびのび表現してい
て、自由に自分を出してとても
良かったです。

☆たくさんの力作、拝見できて良
かったです。これからも多くの方に
見て感じて欲しいですね。キラッ
と光る作品群、これからも楽しみに
しています。

☆きらきら展を見せていただき心洗
われるような、そして楽しい気持ち
になりました。それぞれ個性豊かな
作品でいつまで見ても見飽きない良
い時間を過ごさせていただき、あり
がとうございました。

☆どの作品も個性にあふれていて、
とても素晴らしいなと思いました。
すぐく生き生きとしていて元気をも
らいました。見に来て良かったです。
次回を楽しみにしています。

☆ここは、心が豊かになる場所、安

心できる場所です。

☆朝日新聞で知って大阪から来まし
た。子どもが自閉症です。色鮮やか
な作品がたくさんあり、楽しかった
です。子どもはお絵かきコーナーが
嬉しかったようです。

☆“きらきら展”まさしくネーミン
グ通り、個性的で素晴らしいです。
作品からエネルギーを頂きました。
等々、たくさんの嬉しい感想いた
だきました。この度の作品展には、文
化会館の行事案内を見て、きらきら
展のネーミングにひかれて会場に
来られた方が数名おられました。タイ
トル大成功です。

奈良県自閉症協会は毎年、障害の事
を知ってもらうきっかけ作りになれ
ばと映画の上映会をしています、
この度の作品展もきっかけ作りにも
なれたかなと思っています。

次回、第2回作品展が出来ますよ
うに、ご協力をよろしく願います。

**30+h
つながり祭について**

日時：5月15日(日)

10:00～14:30

場所：県営福祉パーク(雨天決行)
〒636-0345

奈良県磯城郡田原本町大字多722番
地

主催：奈良県障害者協会

事務局／0742-27-9284

今年は節目となる30回目の開催で
す！！

模擬店バザー・子どもの広場・だれ
でも参加できるステージショーの
他、介護や教育相談コーナーも開催
されます。

たくさんのご来場をお待ちしており
ます。

～子どもの広場のご案内～

当日は奈良教育大をはじめとする、
学生による託児ボランティアがあり
ます。

当事者、そのご兄弟など、誰でもご
利用可能です。

お問い合わせ

080-3033-3433 (療育部 仮屋)



支援物資のご協力にあたって

財団法人日本知的障害者福祉協会では、東北地方太平洋沖地震による被災施設への支援物資の受け付けを開始いたしました。

皆様におかれましては、ご協力をお願いいたします。

* 物資をお送りいただく際のお願い

1. 救援物資は、所属する地方会事務局の要請にしたがって、「物資収集施設」(下記参照)までお送りください。
2. 救援物資は、なるべく「種類」「品目」ごとに分けてダンボール箱に詰め、隙間ができないように梱包してお送りください。
3. 箱詰めしたうえで、箱の側面に

品目名を明記してください。

4. 添付の「必要物資一覧」を参考に、箱に入れた物資の「品目のリスト」を作成し、箱に入れてください。
5. 「品目のリスト」には、お送りいただく物資の品目、数量、担当者様のお名前・連絡先を記載してください。
6. 新品・未開封またはそれに準ずる状態のものでお願いいたします。
7. 食料品については、長期保存可能なもの(野菜は日持ちのする根菜等、パン類は長期保存加工されたもの)に限らせていただきます。
8. 物資の受付期間
平成23年3月28日(月)～4月27日(水)
※ただし、状況によって期間中に締め切る場合、延長する場合があります。
9. 物資の送付先：物資収集施設
中野学園 支援物資係宛

〒265-0001 千葉県千葉市若葉区中野町1574-31
TEL: 043-228-6114 /
FAX: 043-228-4651
10. 問い合わせ先
日本知的障害者福祉協会
震災対策室
TEL: 03-3438-0466 /
FAX: 03-3431-1803
E-mail: taisaku@aigo.or.jp
※ただし、E-mailは29日(火)より開通いたします。

	種類	品目
生活用品	衛生品等	紙おむつ リハパンツ 生理用品類 歯ブラシ 歯磨き粉 ドライシャンプー ボディーソープ マスク
	洗剤等	消毒薬(手洗い後に使用) トイレ用洗剤 衣類洗濯用洗剤 食器洗い用洗剤
	衣類等	下着類(パンツ・肌着) 靴下靴(上履き・下履き)
	日用品等	タオル バスマット・フロアマット ゴミ袋ゴム手袋(調理用排せつ 処理用) サランラップ ガムテープ
	食器類	食器箸
	燃料等	懐中電灯電池(単一・各種) 卓上用カセットコンロ(カセットガスは 除く) カセットガス(※中野学園へ直接運搬下さい)
	薬等	常備薬
食料品等	生鮮食品	野菜・果物(日持ちするもの)
	米・小麦製品	米パン類(長期保存加工されたもの)
	缶詰	魚・肉の缶詰 果物の缶詰
	調味料	塩 砂糖 醤油 マヨネーズ ケチャップ
	インスタント食品	カップ麺 カップスープ レトルトカレー
	飲料	水

※「ガソリン」「灯油」等の燃料は、宅配便等での輸送が困難なため、輸送の対応について日本福祉協会にて検討中です。

障害児施設に係る最低基準の当面の見直し案について

最低基準の当面の見直し案の概要

1. 総則関係

①運営の一般原則

・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定を追加

②施設職員の一般要件の規定

・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

③倫理衛生の規定

・入浴回数 1週2回以上→希望等を勘案に見直す

④食事の規定

・食を営む力の育成の文言を追加

2. 設備基準関係

①居室面積の下限の引下げ

1人3.3㎡以上 → 4.95㎡以上（乳幼児のみの居室の場合は3.3㎡以上）

②居室定員の上限の引上げ

15人以下 → 4人以下（乳幼児のみの居室の場合は6人以下）※改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に適用

3. 職員配置基準関係

①児童指導員又は保育士の小規模加算

②心理指導を行う必要が認められる障害児（5人以上）に対し、心理指導を行う場合には心理指導担当職員の配置

4. 運営関係

・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨の規定

【知的障害児施設】

○設備基準の見直し <知的障害児施設、第二種自閉症児施設>

・居室の一室の定員を4人以下とし、面積は1人につき4.95㎡以上とする（乳幼児のみの居室の一室の場合、定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3㎡以上とする。）。

○職員の見直し <知的障害児施設、第二種自閉症児施設>

・定員30人以下の施設の場合は、現行の基準のほか児童指導員又は保育士1人以上加配。
・心理指導を行う必要が認められる障害児（5人以上）に対し、心理指導を行う場合には心理指導担当職員の配置。

○運営に関する規定の見直し <知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設>

・学習指導に関する規定を追加。

【盲ろうあ児施設】

○設備の基準の見直し <盲児施設、ろうあ児施設>

・居室定員及び居室面積の見直し。

○職員の見直し <盲児施設、ろうあ児施設>

・定員35人以下の施設の場合は、現行の基準のほか児童指導員又は保育士1人以上加配。
・心理指導を行う必要が認められる障害児（5人以上）に対し、心理指導を行う場合には心理指導担当職員の配置。

○運営に関する規定の見直し <盲児施設、ろうあ児施設>

・学習指導に関する規定を追加。

【肢体不自由児施設】

○職員の見直し <肢体不自由児療護施設>

・心理指導を行う必要が認められる障害児（5人以上）に対し、心理指導を行う場合には心理指導担当職員

○運営に関する規定の見直し <肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設>

・学習指導に関する規定を追加。

【経過措置】

○ 省令の施行の際に現に存する児童福祉施設の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、なお従前の例による。

【その他】

「児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準」についても、所要の改正を行う。

総則（児童福祉施設最低基準 第1章）

【運営の一般原則の規定の新設】

（人権と人格尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価）

改正案のイメージ

（児童福祉施設における運営の一般原則）

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するように努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

現第五条は第4項、第5項に繰り下げ

【施設職員の要件規定の表現の見直し】

（人間性と職業倫理、自己研鑽の文言追加）

改正案のイメージ

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、豊かな人間性と職業倫理を備え、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

★現行（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第七条の二 児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<p>【入浴回数1週2回以上の記述削除。食中毒の記述追加】 改正案のイメージ</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案して適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>現行 (衛生管理等)</p> <p>第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設（助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）においては、一週間に二回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>
---	---

【健康診断の規定の整理】（梅毒反応検査の規定は、最低基準に特記する必要性が低いことから削除）

<p>改正案のイメージ</p> <p>現第三項を削除し、第四項・第五項を繰り上げ</p>	<p>現行</p> <p>(入所した者及び職員健康診断)</p> <p>第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 児童福祉施設の長は、第一項の健康診断に当たっては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>
--	--

<p>【食事】（食育関連規定を追加） 改正案のイメージ (食事)</p> <p>第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p> <p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。</p> <p>5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>
--

知的障害児施設（第8章）

改正案のイメージ
（設備の基準）

第四十八条 知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。

第四十九条において同じ）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。

ただし、児童三十人未満を入所させる施設にあつては、医務室を設けないことができる。

二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

五 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業に関する指導に必要な設備を設けること。

2 自閉性を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設（以下「第一種自閉症児施設」という。第四十九条において同じ）には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、静養室、訓練室及び浴室を設けること。

3 自閉性を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設（以下「第二種自閉症児施設」という。第四十九条において同じ）については、第一項の規定を準用する。

ただし、医務室は、必ずこれを設けなければならない。

現行
（設備の基準）

第四十八条 知的障害児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的

障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。）については、第

四十一条の規定を準用する。ただし、静養室は、必ずこれを設けなければならない。

二 自閉性を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設（以下「第一種自閉症児施設」という。）には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、静養室、訓練室及び浴室を設けること。

三 自閉性を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設（以下「第二種自閉症児施設」という。）については、第四十一条の規定を準用する。ただし、医務室及び静養室は、必ずこれを設けなければならない。

改正案のイメージ
（職員）

第四十九条 知的障害児施設については、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 知的障害児施設の嘱託医は、精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医でなければならない。

3 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

4 知的障害児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 知的障害児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7 第一種自閉症児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員及び保育士を置

かなければならない。

8 第一種自閉症児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

9 第二種自閉症児施設には、第一項の職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。

10 第二種自閉症児施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

11 自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

12 前項に規定するほか、第二種自閉症児施設の職員は、第二項から第六項までの規定を準用する。

現行

（職員）

第四十九条 知的障害児施設（自閉症児施設を除く。次項において同じ。）については、第四十二条の規定を準用する。ただし、児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。

2 知的障害児施設には、精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医を置かなければならない。

3 第一種自閉症児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員及び保育士を置かなければならない。

4 第一種自閉症児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

5 第二種自閉症児施設には、第一項及び第二項の職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。

6 第二種自閉症児施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

7 自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

改正案のイメージ

（生活指導及び学習指導）

第五十条 知的障害児施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該知的障害児施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。

2 知的障害児施設における学習指導は、第四十五条第二項の規定を準用する。

（職業指導を行うに当たって遵守すべき事項）

第五十一条 知的障害児施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するほか、知的障害児施設における職業指導については、第四十五条第三項の規定を準用する。

（児童と起居を共にする職員）

第五十二条 知的障害児施設については、第四十六条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第五十三条 知的障害児施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

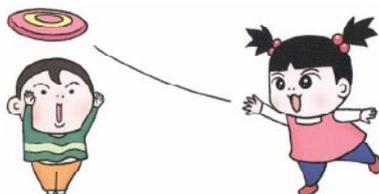
第五十四条 知的障害児施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

平成23年度 キリン財団福祉財団助成による自閉症児者と共に楽しむスポーツ・体操教室

主催：特定非営利活動法人奈良県自閉症協会

自閉症児・者と共に楽しむスポーツ・体操教室

自閉症の人もそうでない人も、障がいがある人もない人も、みんなで楽しみましょう。音楽に合わせて体を動かしたり、ボールやフライングディスク、サーキット運動などのプログラムを用意しています。夏休みには水泳教室も開く予定です。是非ご参加ください。



日時・場所

平成23年 6月25日(土) 田原本福祉センター
 平成23年 7月23日(土) 田原本福祉センター
 平成23年 8月28日(日) 田原本福祉センター
 平成23年11月19日(土) 西和養護学校
 平成24年 1月 7日(土) 西和養護学校
 平成24年 2月 4日(土) 西和養護学校

時間・指導講師は、
すべて同じです。

10:00 ~ 10:50

ふれあい体操

講師 木村由子先生

11:00 ~ 11:50

スポーツ教室

講師 櫻井祥二先生

対象： 高校生以下の子どもとその家族

参加費： 無料

定員： 30名程度(定員になり次第締め切ります)

その他： 場所、持ち物などの詳細は参加者にご案内します。



イラスト 高橋 昌大

※参加希望の方は必ず、お申し込みをお願いします。途中からの参加は人数の都合上お受けできないことがあります。また一年を通して参加出来る方に限ります。

※水泳教室の日程、場所は別途ご連絡させていただきます。水泳教室だけの参加はできません。

※都合により日時、場所が変更になる可能性があります。

※参加の場合は必ず付き添いをお願いいたします。きょうだい参加もOKですが保護者の責任の下、よろしくお願いたします。

氏名		年齢	所属
〒			
住所			
電話番号		メールアドレス	

申し込み： ファックス(電話も可) 0744-33-5851 櫻井まで

メール minnadetaisou@yahoo.co.jp *○をつけて下さい。

一緒に参加される方 家族(父・母・兄弟・その他) ヘルパーさん

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定価：100円